

（提言）「無煙タバコ製品（スヌースを含む）による健康被害を阻止するための緊急提言」

日本学術会議 健康・生活科学委員会・歯学委員会合同 脱タバコ社会の実現分科会

1 現状及び問題点

我が国では、通常の紙巻タバコ製品による健康被害は広く認知され、国民全体の喫煙率は低下傾向にあるが、無煙タバコがネット販売などで徐々に広がり、この8月1日から日本たばこ産業株式会社（JT）による無煙タバコ製品（スヌース）の店頭販売が大阪で始まった。しかし無煙タバコには以下のような問題がある。

- ① 「受動喫煙の危険性がなく、通常の紙巻タバコ製品より安全」という誤認があるが、無煙タバコもニコチン依存の原因となり、がんや循環器疾患を増大させる。
- ② 相対的に安価で、無煙のため使用が他から認知しにくく、青少年における使用の拡大と、喫煙への誘導につながる懸念がある。
- ③ 形状から乳幼児の誤嚥事故を起こす可能性が高い。
- ④ タバコ製品に義務付けられている有害性についての注意文言が本体容器ではなく、使用時に健康被害を認識させづらい。
- ⑤ 無煙タバコは脱タバコ社会の実現を目指す世界の流れに対するタバコ会社の挑戦であり、スウェーデンを除く EU 諸国やオーストラリア、ニュージーランドでは禁止されている。

そこで我が国も批准している世界保健機関（WHO）たばこ規制枠組条約（FCTC）に基づき、無煙タバコの蔓延とそれによる健康被害に警鐘を鳴らすために、以下の緊急提言を行う。

2 提言の内容

- (1) 無煙タバコ製品の健康影響評価
既存の紙巻タバコ製品に加え、スヌースなどの無煙タバコ製品も健康影響評価の対象とする。
- (2) 「受動喫煙」対策の見直し
無煙タバコそのものや使用者の呼気から発生する有害物質も含むよう「受動喫煙」や「煙」を再定義し、受動喫煙を防げない既存の分煙効果判定基準を撤廃し、全面禁煙の法制化を進める。
- (3) 所管官庁の明確化と成分公表の義務付け
タバコ製品規制の所管官庁を明確にし、無煙タバコを含むタバコ製品の成分や排出物に関する情報を政府に報告し、さらに一般に公表することを製造者や輸入者に義務付ける。
- (4) 画像付き警告表示と広告・販売促進・後援活動の禁止
無煙タバコを含むすべてのタバコ製品に関して、パッケージへの画像付きの警告表示を行う。また広告・販売促進・後援活動は明確に禁止するべきである。
- (5) 誤解の防止と正しい禁煙方法の普及
無煙タバコは比較的危害が少なく、禁煙補助剤の代替物になるとの誤解を防止し、いかなるタバコ製品も重大な健康被害と依存をもたらすことを伝え、正しい禁煙方法の普及を促す。
- (6) 未成年者の保護
未成年者が無煙タバコの主たるターゲットとならないよう、教育、医療、行政、非政府の各組織が協力し、その危険性と防御法を教授するとともに、広く社会に警鐘を鳴らす。
- (7) 調査研究
スヌースを含む新規タバコ製品の投入に対しては市場監視を強化し、タバコ産業の市場開拓、消費者動向、リスク認知、健康影響などについても調査研究を行うべきである。